

議案第79号

北本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の全部改正について

北本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
全部を次のように改正する。

令和2年8月27日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例

北本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年条例第18号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下
「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育
事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び家庭的保育事業等の
設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下
「省令」という。）において使用する用語の例による。

(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準)

第3条 法第34条の16第1項に規定する条例で定める基準は、省令
で定める基準をもって、その基準とする。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。